

使用貸借 宅建 H09-08-3 <<#767>>**【問】** 正誤をつけよ。

Aが、親友であるBから、B所有の建物を「2年後に返還する」旨の約定のもとに、無償で借り受けた。2年の期間満了前にAが死亡した場合には、Aの相続人は、残りの期間についても、当該建物を無償で借り受ける権利を主張することはできない。

【答え】 正しい**《ポイント》** 期間満了等による使用貸借の終了 **【発展】**

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。（民法 597 条 3 項）

⇒ 終了するため、使用借権は相続の対象とはならない

※ なお、貸主の死亡によつては終了しない

